

平成31年3月6日

平成31年2月定例議会追加議案

鈴 鹿 市

鈴鹿市職員給与条例の一部改正について

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例を次のように制定する。

平成31年3月6日提出

鈴鹿市長 末 松 則 子

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

(別 紙)

提案理由

等級別基準職務表の基準となる職務から会計管理者の職務を削るについて、地方自治法第96条第1項の規定により、この議案を提出する。

鈴鹿市条例第 号

鈴鹿市職員給与条例の一部を改正する条例

鈴鹿市職員給与条例（昭和 2 4 年鈴鹿市条例第 5 7 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 中

「	8 級	会計管理者の職務 部長の職務	」を
	8 級	部長の職務	

改める。

附 則

この条例は，平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。